

学校感染症における出席停止について

下表の感染症と診断された場合は、[学校感染症報告フォーム](#)から連絡してください。
学校保健安全法第19条により出席停止となります。

- ① [学校感染症報告フォーム](#)から必要事項を入力する。
- ② 必ず出席しなければならない実習や試験がある場合には、担当教員に自分で直接連絡する。
※担当教員の連絡先はクラスルームやシラバスで確認する。不明の場合は、学務課または池田事務室へ問い合わせる。
- ③ 出席停止期間を守り、主治医の指示に従って療養する。
- ④ 登校する前には、診断された医療機関で「[学校感染症治癒証明書](#)※」(県立大学保健センターHPよりダウンロード)を記入してもらう。
※ 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザについては「学校感染症治癒証明書」は不要です。
医療機関の領収書や処方箋など療養が必要であったと分かる書類で対応します。
- ⑤ 登校時には、「欠席届」「学校感染症治癒証明書(新型コロナ、インフルエンザは※参照)」を学務課または池田事務室へ提出する。「欠席届」は、学務課または池田事務室の窓口にあります。

【学校感染症と出席停止】(学校保健安全法施行規則)

分類	病名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、SARS、ポリオ等	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症 (抗原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る)	発症した後5日(発症日0日)を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 注)無症状の場合は、検体採取日を0日目とする。
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ除く)	発症した後5日(発症日0日)、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	医師において感染の恐れがないと認めるまで
第3種	流行性角結膜炎	医師において感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	//
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス等	//
	その他 溶連菌感染症、手足口病等	//

【問い合わせ先】平日8:30~17:15

飯田キャンパス 学務課:055-224-5260 保健センター飯田 C:055-224-5370
池田キャンパス 池田事務室:055-253-7780 保健センター池田 C:055-269-6610